

さ情審査答申第154号
平成30年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた、諮問第487号及び諮問第488号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらは、審査請求の内容に類似性、実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成29年12月1日付け諮問第487号「預金調査にかかる回答書」(以下「本件対象個人情報①」という。)の不開示決定(以下「本件処分①」という。)に対する審査請求
- 2 平成29年12月5日付け諮問第488号「預金調査にかかる回答書」(以下「本件対象個人情報②」という。)の不開示決定(以下「本件処分②」という。)に対する審査請求

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年8月23日付け北区収第1469号及び第1492号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分はいずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件に係る2件の審査請求の趣旨は、いずれもさいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った不開示決定処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によると、いずれもおおむね以下のとおりである。

個人情報不開示決定通知書の開示しない理由の条例第14条第5号とは

いったい何なのか不明である。「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」とはいったい何を言っているのか、何が事務作業の遂行の妨げになるのかわからない。具体的な説明をすべきである。

私は税金を分納によって納めている。滞納しているならともかく、税金を納める意思があるのに、滞納者として扱われ、金融機関に照会されていることが納得できない。

実施機関が私の金融口座情報をなぜ調べたかということについて納得がいかないが、調べた情報は、私個人の情報なので、その調べた情報を知る権利があるはずである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分の内容

滞納者に対する財産調査の一環で実施した審査請求人に対する預金調査にかかる金融機関からの回答書における個人情報の開示請求に対し、本件対象個人情報①及び②は条例第14条第5号に定める不開示情報に該当するものと判断し、本件処分を行い、平成29年8月23日付けで不開示決定通知書を送付した。

2 本件処分の理由

市税徴収・滞納整理は、滞納者の実態等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたる調査の実施が必須であり、それらは、地方税法の各条項で準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条における質問及び検査権規定、地方税法（昭和25年法律第226号）第333条等に検査拒否などに対する罰則規定により、法的な根拠が与えられその効果的な遂行が担保されている。本件対象個人情報①及び②も、滞納整理における調査の一環として行われた預金調査に対する金融機関からの回答書である。

調査の手法及び調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるか等、今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずるなど不正な行為を容易にする等のおそれが予測される。また、滞納整理推進にあたっては、通常同種のもものが反復されるような性質上の特性があることから、たとえ事後であっても、調査の手の内を明らかにすることは、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得る。

また、本件対象個人情報①及び②を開示することは、財産調査の手法等を開示することとなり、それは即ち滞納者の実態や滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれのみならず、違法若しくは不当な行為を容易にし、ひいてはその発見を困難にする危険性までも胚胎しかねない。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

以上の理由により、条例第14条第5号の規定に該当するとの判断から、本件処分を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

個人情報不開示決定通知書の開示しない理由の条例第14条第5号とはいったい何なのか不明である。「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」とはいったい何を言っているのか、何が事務作業の遂行の妨げになるのかわからない。具体的な説明をすべきであるとの主張について

(1) 不開示理由である条例第14条第5号とは何か。事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある具体的な例示をすべきとの主張について

当該主張について、個人情報不開示決定通知書には、開示しない理由が該当する不開示適用条項を明記したうえ、適用条項の趣旨を平易な表現にてわかりやすく記載している。又、条例第14条第5号には「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のうち、事務事業別に典型的なものを条文中にて明記している。条文自体も、ホームページ等を通じて広く市民に対して広報しており、その理解に努めているところである。

(2) 自己の個人情報であれば当人は知る権利があるはずとの主張について

当該主張については、主張自体は妥当である。つまり条例第12条に「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された個人情報の開示の請求をすることができる」と規定されているとおりである。又、この開示請求権を個人が行使した場合、実施機関は当該個人に対する開示義務を果たすよう、条例第14条に定められているところである。これは条例第12条において何人にも自己の個人情報開示請求権を付与したことと合わせて、原則開示に基づく市民と実施機関との権利義務関係を法的に明確化したものである。ただし、市が保有する個人情報には法令の規定により開示ができないものや、行政の公正かつ適切な運営に支障を及ぼす恐れがあるもの等、不開示とせざるを得ない個人情報があり、それら不開示情報については開示義務の適用外である旨条例第14条に明記されている。つまり自己の個人情報であっても当該個人に対し、そのすべてが開示対象となるわけではないという規定である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報①及び②は、実施機関が滞納者に対する財産調査の一環で実施した審査請求人に対する預金調査にかかる金融機関からの回答書である。審査請求人は、条例第14条第5号に該当する具体的な理由の説明を求めるとともに、自己の情報は開示されるべきであると主張して審査請求を行った。

2 本件処分①及び②の当否について

(1) 条例第14条第5号では、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しないことができる」と規定している。

(2) 実施機関によると、滞納整理は、滞納者の実態等を的確に把握するために、家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、債務など多岐にわたり、調査が行われる。また、これらの調査は、地方税法の各条項で準用する国税徴収法第141条における質問及び検査権規定、地方税法第333条等に検査拒否などに対する罰則規定により、法的な根拠が与えられその効果的な遂行が担保されている。このような調査の手法及び調査により把握した情報について、滞納者が詳細に知ることとなった場合、いかなる段階でどのような調査が行われるか等、今後の対応を予測することが可能となるため、自らの財産を捕捉されないよう資金の移動、財産の処分等の対策を講ずるなど不正な行為を容易にするおそれが予測される。また、滞納整理推進に当たっては、通常、同種のもものが反復されるような性質上の特性があることから、たとえ、事後であっても、調査の手法を明らかにすることは、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

(3) こうした説明には、十分な合理性があり、確かに本件対象個人情報①及び②を開示すると、滞納者の実態、滞納となった原因等の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象個人情報①及び②は、条例第14条第5号に該当し、たとえ自己情報であっても不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月5日 同 年12月6日	諮問の受理（諮問第487号） 諮問の受理（諮問第488号）
②	同 年12月21日	審議
③	平成30年 1月25日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 2月15日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 4月12日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小百合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)